

新潟県条例第13号

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年新潟県条例第48号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下 「番号法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定 個人情報をいう。 11～13 (略)			(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政 手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下 「番号法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定 個人情報をいう。 11～13 (略)		
(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から 第4号まで及び第29条の規定は適用しないもの とし、次の表の左欄に掲げる規定の適用について は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から 第4号まで及び第29条の規定は適用しないもの とし、次の表の左欄に掲げる規定の適用について は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項 ～第12条第2 項第1号	(略)	(略)	第12条第1項 ～第12条第2 項第1号	(略)	(略)
第38条第1項 第1号	又は第12 条第1項 及び第2 項の規定 に違反し て利用さ れている とき	第12条第5項の規定 により読み替えて適 用する同条第1項及 び第2項（第1号に 係る部分に限る。）の 規定に違反して利用 されているとき、番 号法第20条の規定に 違反して収集され、 若しくは保管されて いるとき、又は番号 法第29条の規定に違 反して作成された特 定個人情報ファイル （番号法第2条第10 項に規定する特定個 人情報ファイルをい う。）に記録されて いるとき	第38条第1項 第1号	又は第12 条第1項 及び第2 項の規定 に違反し て利用さ れている とき	第12条第5項の規定 により読み替えて適 用する同条第1項及 び第2項（第1号に 係る部分に限る。）の 規定に違反して利用 されているとき、番 号法第20条の規定に 違反して収集され、 若しくは保管されて いるとき、又は番号 法第29条の規定に違 反して作成された特 定個人情報ファイル （番号法第2条第9 項に規定する特定個 人情報ファイルをい う。）に記録されて いるとき
第38条第1項 第2号	(略)	(略)	第38条第1項 第2号	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。